

障害福祉サービス

日中活動系サービス

- 生活介護
- 自立訓練(機能訓練)
- 自立訓練(生活訓練)
- 宿泊型自立訓練
- 就労移行支援
- 就労継続支援A型
- 就労継続支援B型
- 就労定着支援
- 療養介護
- 短期入所(福祉型・医療型)

居住系サービス

- 自立生活援助
- 共同生活援助(グループホーム)
- 施設入所支援

訪問系サービス

- 居宅介護(ホームヘルプ)
- 重度訪問介護
- 同行援護
- 行動援護
- 重度障害者等包括支援

相談支援

- 計画相談支援
- 地域移行支援
- 地域定着支援



地域生活支援事業

- 理解促進研修・啓発事業
- 自発的活動支援事業
- 相談支援事業
- 成年後見制度利用支援事業
- 成年後見制度法人後見支援事業
- 意思疎通支援事業
- 日常生活用具給付等事業
- 手話奉仕員養成研修事業
- 移動支援事業
- 日中一時支援事業
- 地域活動支援センター
- レクリエーション活動支援事業
- 自動車運転免許取得・改造助成事業 など

障害児福祉サービス

障害児通所支援

- 児童発達支援
- 医療型児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援
- 居宅訪問型児童発達支援

障害児相談支援

- 障害児相談支援

第5期松阪市障がい者計画・第6期松阪市障がい福祉計画・第2期松阪市障がい児福祉計画【概要版】

発行：令和3年3月

編集：松阪市 健康福祉部 障がい福祉課

〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1

TEL：0598-53-4059 FAX：0598-26-9113

Web Site：https://www.city.matsusaka.mie.jp/ E-Mail：shogai.div@city.matsusaka.mie.jp

計画の策定にあたって

障がい者に関する法律や制度は、その充実とともに、目まぐるしく変化していくことが想定され、法改正等は計画内容に大きく影響することから、これらの関連する法制度や計画と整合性をとりながら、長期的な方向性を決めていく必要があります。

本計画は、「障害者基本法」の規定に基づく「障がい者計画」と「障害者総合支援法」と「児童福祉法」の規定に基づく「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」を合わせ、相互に調和のとれた計画として策定するものです。

本計画に沿って、取り組みを推進することにより、障がいのある人がよりいきいきと暮らせるまちづくりを推進していきます。

障がい者計画

- 障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める基本計画
- 多分野にわたる計画（広報啓発、相談・情報提供、保健・医療・福祉サービス、教育、雇用・就業、スポーツ・レクリエーション・文化活動、バリアフリー・福祉のまちづくり、防犯・防災対策 など）

障がい福祉計画

- 障害福祉サービス等の確保に関する実施計画
- 各年度における障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要量の見込み及び確保の方策、地域生活支援事業の実施に関する事項等を定める計画

障がい児福祉計画

- 障害児福祉サービス等の確保に関する実施計画
- 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画



【計画の期間】

令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度

第5期松阪市障がい者計画

第6期松阪市障がい福祉計画

第7期松阪市障がい福祉計画

第2期松阪市障がい児福祉計画

第3期松阪市障がい児福祉計画

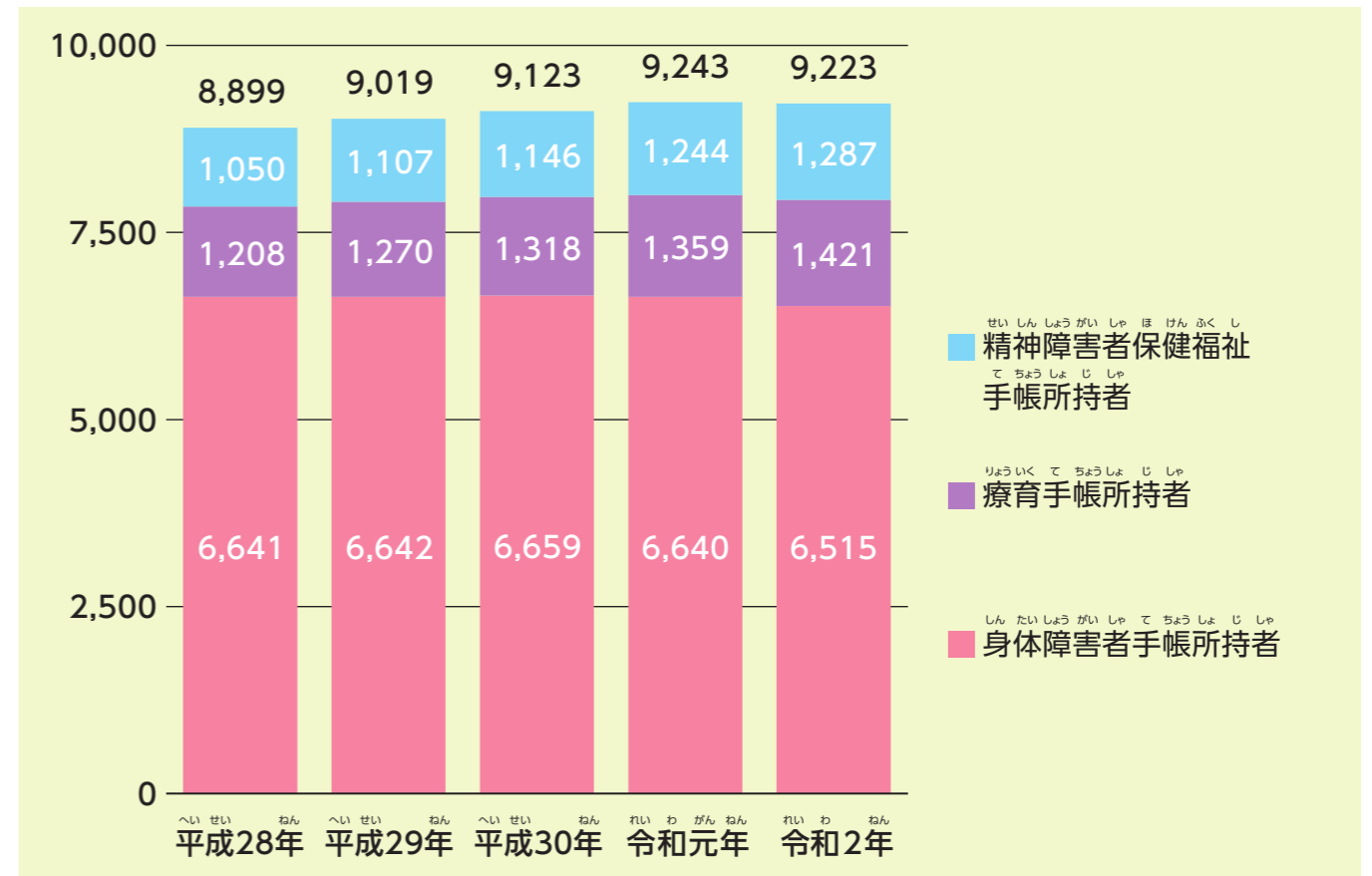
松阪市の現状

【障害者手帳所持者数の推移】

本市における障がい者の手帳所持者数（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者（重複含む））は、令和2年4月1日現在で9,223人となっており、高止まり傾向で推移しています。手帳種別にみると、身体障害者手帳の所持者が最も多く、6,000人台で推移していますが、やや減少傾向がうかがえます。療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者はともに増加傾向にあります。

障害者手帳所持者数の推移

単位：人



資料：松阪市障がい福祉課（各年4月1日）

計画の基本理念

本市のこれまでの取り組みを踏まえつつ、障がいの有無に関わらず、すべての市民が住み慣れた地域でもいきいきと暮らしていくことのできる「地域共生社会」の構築を目指し、本計画の基本理念を以下のよう

自立と共生のまちづくり

今後の取り組み

本計画の基本理念の実現に向け、以下の施策体系に沿って施策・事業を推進します。



【基本目標】

基本目標1

差別・偏見のない社会づくり

障がいがあっても暮らしやすいまちづくりに向けて、市民や行政職員の障がいに対する理解と意識向上を目的とした施策を推進します。

権利擁護事業や成年後見制度を広く周知するとともに、制度を必要とする人が利用できる体制の整備に取り組みます。さらに、身近な地域の中で、虐待防止を含めた権利擁護体制の充実を図ります。

【施策分野】

(1) 障がいへの理解の促進、啓発の推進

(2) 差別の解消及び権利擁護の推進

【施策の方向性】

- 障がい及び障がいのある人に対する理解の促進
- ボランティア活動の推進

- 障がいを理由とする差別解消の推進
- 権利擁護の推進、虐待の防止
- 合理的配慮の提供の促進



基本目標2

安心して暮らせる環境づくり

障がいの有無に関わらず、すべての市民が暮らしやすい環境の創出に向けて、引き続きハード面におけるバリアフリー化を推進するとともに、障がいの特性に配慮した情報提供の取り組みとして、コミュニケーション上におけるバリアについても、解消を図っていきます。

(1) 防災・防犯対策の推進

(2) 保健・医療サービスの推進

(3) 生活環境の充実

(4) 情報提供・意思疎通支援の充実

- 防災対策の推進
- 防犯対策の推進

- 健康づくりの推進
- 保健・医療・福祉サービスの連携
- 精神保健福祉の推進

- 住環境の充実
- 公共交通の充実
- ユニバーサルデザインの推進

- 障がいのある人に配慮した情報提供の充実
- 意思疎通支援の充実

基本目標3

自立と社会参加を進める環境づくり

障がい者・障がい児一人ひとりの状況に合わせた多様なサービスを確保すると同時に、サービスを切れ目なく提供できる支援体制の構築を進めていきます。また、障がい者本人の希望や特性等を生かした就労の場の提供、スポーツ、文化芸術活動への積極的な参加を促進していきます。

(1) 自立生活を支えるサービスの充実

(2) 療育・障がい児保育・教育の充実

(3) 希望や特性等に応じた就労の場の提供

(4) スポーツ・文化芸術活動に対する支援

- 障がい特性に応じた相談・支援体制の充実
- 生活を支援する障害福祉サービス等の充実
- 精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築
- 障がいのある人を支える人材の育成
- 難病に関する障害福祉サービスの充実

- ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実
- 子どもの特性・ニーズに応じた支援体制の構築
- 特別支援教育の充実・インクルーシブ教育システムの構築

- 雇用の場の確保
- 一般就労への移行と定着の支援
- 福祉的就労への支援

- スポーツ・文化芸術活動の推進
- 学習や余暇活動の機会の提供

主な障害福祉サービス等の見込み

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問系	居宅介護 利用量(人日/月)	4,773	4,925	4,980	5,035
	利用者数(人/月)	345	349	358	368
	重度訪問介護 利用量(人日/月)	260	272	302	332
	利用者数(人/月)	9	9	10	11
	同行援護 利用量(人日/月)	198	237	245	253
利用者数(人/月)	27	29	30	31	
行動援護 利用量(人日/月)	95	105	110	115	
利用者数(人/月)	11	13	14	15	
日中活動系	生活介護 利用量(人日/月)	9,078	9,377	9,685	10,003
	利用者数(人/月)	428	435	442	449
	自立訓練 (機能訓練・生活訓練) 利用量(人日/月)	135	170	170	170
	利用者数(人/月)	16	23	23	23
	就労移行支援 利用量(人日/月)	329	411	445	479
	利用者数(人/月)	18	24	26	28
	就労継続支援(A型) 利用量(人日/月)	2,694	2,834	2,981	3,136
	利用者数(人/月)	131	140	149	159
	就労継続支援(B型) 利用量(人日/月)	6,715	7,068	7,439	7,830
	利用者数(人/月)	374	385	396	408
	就労定着支援 利用者数(人/月)	2	2	3	7
療養介護 利用者数(人/月)	25	26	26	26	
短期入所 (福祉型・医療型) 利用量(人日/月)	481	567	586	605	
利用者数(人/月)	65	89	92	95	
居住系	自立生活援助 利用者数(人/月)	0	0	0	1
	共同生活援助 (グループホーム) 利用者数(人/月)	136	150	164	184
	整備見込定員(人)	-	14	14	20
	施設入所支援 利用者数(人/月)	172	169	167	165
地域生活支援拠点等 整備数(か所)	-	0	0	1	



区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援	計画相談支援 利用者数(人/月)	334	365	388	405
	地域移行支援 利用者数(人/月)	2	3	3	3
	地域定着支援 利用者数(人/月)	4	4	4	4
地域生活支援事業	成年後見制度利用支援 利用件数(件)	16	18	20	22
	意思疎通支援 利用件数(件)	373	373	373	373
	移動支援 延利用時間数(時間/月)	1,927	2,153	2,153	2,153
	日中一時支援 利用回数(回)	41,710	41,399	41,091	40,785
	重度身体障がい者 訪問入浴 利用回数(回)	621	785	785	785
	障害児通所支援等	児童発達支援 利用量(人日/月)	934	965	997
利用者数(人/月)		199	205	211	217
放課後等デイサービス 利用量(人日/月)		4,342	4,557	4,708	4,814
利用者数(人/月)		373	393	407	417
保育所等訪問支援 利用量(人日/月)		1	6	9	12
利用者数(人/月)		1	2	3	4
居宅訪問型児童発達支援 利用量(人日/月)		1	3	3	3
利用者数(人/月)		1	1	1	1
障害児相談支援 利用者数(人/月)	151	161	171	182	
医療的ケア児に対する関連分野 支援コーディネーターの配置数(人)	0	0	0	1	

※利用量(人日/月)は1月当たりのサービス利用日数の合計を示す。

※利用者数(人/月)は1月当たりのサービス利用者数の合計を示す。

計画の推進体制

関係機関と連携し、施策の効果的な推進に努めます。また、計画の円滑な進行管理に努めます。